

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援重要事項説明書
(令和7年6月1日現在)

1. サービスの相談窓口

電話番号	0894-24-3918 (地域包括支援センター)
管理者	八幡浜市地域包括支援センター長 宇都宮希代子
* ご不明な点は、何でもお気軽におたずねください。	

2. 事業所の概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号サービス提供地域

事業所名	八幡浜市地域包括支援センター
所在地	愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地 八幡浜市保健福祉総合センター内
介護保険指定事業	介護予防支援事業者 (3800400016)

(2) サービス提供地域

サービスを提供する地域	八幡浜市
-------------	------

(3) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名	名	1名	管理業務
保健師	3名	名	3名	介護予防ケアマネジメント 介護予防支援
社会福祉士	4名	名	4名	
ケアマネジャー	7名	1名	8名	
看護師	名	名	名	

(4) 開館日及び開館時間

開 館 日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
開館時間	午前8時30分～午後5時15分

3. 介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な業務内容

- (1) 利用申し込みの受付
- (2) 契約の締結
- (3) アセスメントの実施
- (4) 介護予防サービス計画原案の作成
- (5) サービス担当者会議の開催
- (6) 介護予防サービス計画書の交付
- (7) サービスの提供
- (8) モニタリング（訪問等により計画の実施状況を把握します。）
- (9) 評価
- (10) 給付管理
- (11) 介護予防・生活支援サービス対象者更新認定、要支援更新認定や区分変更認定、要介護認定の申請手続きの支援

4. 利用料金

- (1) 利用料
 - 介護予防・日常生活支援総合事業対象者認定を受けられた方は、地域支援事業から全額支給されるので、自己負担はありません。
 - 要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。
- (2) 交通費
 - 自己負担はありません。
- (3) 解約料
 - ご利用者様は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
 - まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いします。
 - 契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①ご利用される方のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

- ②自動終了

以下のご利用者様からの通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 基本チェックリストにおいて基準項目非該当となった場合
- ご利用者様の要介護認定区分が、要介護（1～5）と認定された場合
この場合は、ご利用者様がスムーズに居宅サービスを利用ができるように居宅介護支援事業所の情報提供等のお手伝いをいたします。
- ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
ご利用者様が、病院に長期間入院された場合や有料老人ホームやケアハウスに入所されて介護予防特定施設入居者生活介護サービスを利用される場合、グループホームに入所される場合、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを利用される場合が該当します。
- ご利用者様がお亡くなりになられた場合

- ③その他

ご利用者様やご家族等が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

6. 当事業所の介護予防支援の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、ご利用者様が自宅において、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスを利用することができるよう、ご利用者様の心身の状況等を勘案して、適切な介護予防サービス計画を作成いたします。

介護予防サービス計画作成後も、ご利用者様に対し、適切なサービスが提供されるように、サービス担当者会議、サービス事業者等との連絡調整を行い、ご利用者様の状態の変化に応じた対応を随時行います。

(2) 介護予防支援の実施概要等

【介護予防サービス計画の作成方法】

ご利用者様の課題分析に用いる手法は、【利用者基本状況】【基本チェックリスト】等を使用し、「運動・移動」「日常生活（家庭生活）」「社会参加、対人関係・コミュニケーション」「健康管理」の4つの側面からご利用者様の状況を総合的に捉えます。そして、ご本人、ご家族の意欲や意向を踏まえたうえで、目標を設定し、具体的な支援の内容を検討し、適切な介護予防サービス計画を作成して、ご利用者様のお手元にお届けいたします。

【相談受付場所】

ご利用者様のご自宅若しくはご利用者様又はそのご家族が指定される場所

当事業所内の相談室

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
職員（担当者）の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握の方法）	有	【利用者基本状況】等を使用します
職員への研修の実施	有	外部研修、内部研修に参加します
契約後、介護予防サービス計画の作成段階途中でご利用者様のご都合により解約した場合の解約料	無	

7. 秘密の保持について

当事業所の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者様またはそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応について

当事業所は、ご利用者様に対する介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに八幡浜市、ご利用者様のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当事業所は、ご利用者様に対する介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. サービス内容に対する苦情

(1) 当事業所ご利用者様相談・苦情担当

当事業所の介護予防支援に関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて、提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

八幡浜市保健センター	TEL 0894-24-6628
八幡浜市地域包括支援センター	TEL 0894-24-3918
	FAX 0894-24-6652

対応時間	開館時間と同じ
------	---------

(2) その他の相談機関

愛媛県国民健康保険団体連合会	TEL 089-968-8700
愛媛県保健福祉部 長寿介護課	TEL 089-941-2111